

## 衛星契約 放送受信契約書

日本放送協会 宛

放送法、放送受信規約により放送受信契約（衛星契約）を締結します。

※新たにNHK衛星受信契約を結ぶ方は右の欄にチェック（☑）をご記入ください。

<個人情報の利用目的>

記載していただいた個人情報は、次の目的で利用します。1.受信料の契約・収納活動（割引）の適用要件や解約に該当する事実の確認等を含みます 2.免除基準の適用 3.放送の受信に関する相談業務およびNHK共聴の維持・運営業務 4.放送やイベントのお知らせ 5.放送文化・普及・受信に関する調査へのご協力をお願い

チェック



## ご記入方法

1. 新たにNHK衛星受信契約を結ぶ方は、左欄の「衛星契約 放送受信契約書」をお読みいただき、チェック欄に☑をご記入ください。
  2. 下欄の太枠内をご記入、ご捺印ください。
  3. 「メッセージ消去の手続き」をお読みいただき、B-CASカード番号またはACAS番号をご記入ください。
- ※ eO光パートナーサービスをご利用の場合は、NHK衛星受信料「団体一括支払」をお申し込みいただけません。

お申し込み年月日		年	月	日											
契約お申し込み者	フリガナ														
	氏名	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">  捺印必須         </div>													
	住所	〒 _____ (郵便番号、マンション名、部屋番号もご記入ください。)													
	旧住所	※最近住所を変更された場合、旧住所をご記入ください。													
	現在のNHKとの契約者名義											今後ご希望のお支払いコース	2か月払額・6か月前払額・12か月前払額		
現在のご契約内容	1. 地上契約			2. 衛星契約			3. 新規ご契約			※「1.地上契約」「3.新規ご契約」を選ばれた場合は、今回のお申し込みで「衛星契約」となります。本紙左上の「衛星契約 放送受信契約書」を改めてご確認ください。					
受信機の設置日が申込日と同じ場合、この欄のご記入は不要です。お支払いいただく放送受信料は、令和元年10月以降に衛星受信機を設置した場合については、設置した月の翌月分から月額が発生します。															
												受信機設置日	年	月	日

## メッセージ消去のお手続き

「NHK設置確認メッセージ」を表示させないための手続きです。右の記入欄にBSデジタル放送をご覧いただく、すべてのデジタル受信機器（eO光テレビチューナー、テレビなど）の「B-CASカード番号」または「ACAS番号」をご記入ください。

※ B-CASカード台紙のバーコードシールを添付していただくことも可能です。



NHK設置確認メッセージ表示の画面例

### ご注意

NHK衛星放送では設置確認メッセージを自動的に表示しています。NHKまでご連絡をお願いいたします。

- すでにNHK「衛星契約」を契約されている場合も、メッセージ消去の手続きが完了していない場合は、本手続きが必要です。
- 複数のデジタル受信機器（eO光テレビチューナー、テレビなど）をお持ちの場合は、1台ごとにB-CASカード番号またはACAS番号が必要です。
- 「団体一括支払」の申し込みをせず、「NHK設置確認メッセージ」の消去のみを行う場合はNHKへ直接お問い合わせください。（0120-933-933 午前9時～午後8時/土・日・祝も受付）

eO光テレビチューナーまたはご利用のテレビのB-CASカード番号またはACAS番号をすべてご記入ください。	
1台目	□□□□ - □□□□ - □□□□ - □□□□
2台目	□□□□ - □□□□ - □□□□ - □□□□
3台目	□□□□ - □□□□ - □□□□ - □□□□
4台目	□□□□ - □□□□ - □□□□ - □□□□
5台目	□□□□ - □□□□ - □□□□ - □□□□

※メールアドレスのお届けはNHKホームページ「受信料の窓口」からご登録をお願いいたします。

● B-CASカード番号またはACAS番号とこの衛星契約 放送受信契約書をもとに、メッセージが出ないようにします。なお、受信機設置のご連絡をいただいた後、衛星放送のご契約がない場合、契約のお届けをお願いする契約案内メッセージが表示されます。